

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
職種	茶華道指導員
採用予定人数	茶道指導員1名、華道指導員1名
従事すべき業務の内容	愛媛県立三島高等学校に在籍する生徒に対して、茶道又は華道の指導を行う。
応募資格	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、茶華道指導員の業務に支障がないこと。 ・性犯罪歴がないこと。また、令和8年12月25日までに施行予定である学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でないこと。
勤務日及び勤務時間	週1日以内、月4時間とし、相談の上、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬：月額 11,500円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・茶華道指導員としてふさわしくない行為があったとき。 ・地方公務員法第28条第1項各号及び同法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。ただし、この場合において、原則30日前までに免職の予告を行う。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（同法第33条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・争議行為等の禁止（同法第37条） ・秘密を守る義務（同法第34条） ・政治的行為の制限（同法第36条）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年年法律第50号）の規定により補償する。

○ 応募手続（電話による応募）

下記までご連絡をお願いします。募集期間は、令和8年2月9日～2月20日（土、日、祝日を除く）です。なお、応募多数の場合はその時点で募集を締め切らせていただく場合があります。

○ 連絡先

愛媛県四国中央市三島中央5丁目11番30号

愛媛県立三島高等学校 TEL 0896-23-2136 （土、日、祝日を除く 8時20分～16時50分）